

改善勧告に従わない認可保育所の公表について

日野市は、下記施設に対し、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第14条に基づく実地指導を実施し、その結果等における改善が不十分として設置者に対して、同法第39条第1項に基づく改善勧告を行いました。指定した期日までに勧告に従わなかったため、同法第3項に基づき、その旨を公表いたします。

1 対象施設の名称等

(1) 対象施設

名称 吹上多摩平保育園（東京都日野市多摩平六丁目1番地の2）
施設長 吉富 和枝

(2) 設置者

名称 社会福祉法人 吹上会（東京都日野市東豊田三丁目12番地の7）
代表者 理事長 吉富 和枝

2 端緒

日野市は、本施設に対して、法第14条及び日野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱に基づく保育施設への定期的な実地指導として、令和4年3月に職員ヒアリング等を実施した結果、下記のとおり職員Aによる虐待行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為（以下「虐待行為等」という。）があったことが判明しました。

3 公表に至る経過

令和4年1月17日	本施設に対して、法第14条に基づく実地指導として、書類検査（事前提出依頼）及び職員個別ヒアリング（2月15日～18日）を実施する旨を通知。
2月1日～	書類検査開始。
2月15日	職員全員に対する個別ヒアリング実施予定日だったが、職員で新型コロナウイルス感染症陽性者が発生したため延期。
3月8日～11日	職員全員に対する個別ヒアリングを実施。
3月12日～5月8日	一部の職員への追加ヒアリング等の実施。
5月9日	本施設に対して、指導監査結果通知書により文書指摘を行う。 理事長兼施設長は虐待行為等を否認し、通知書の受け取りを拒否。
5月11日	配達証明郵便にて指導監査結果通知書を送付。
6月2日	法人より改善状況報告書が提出されたが、虐待行為等に関する部分について、改善事項の記載が不十分であるため、再提出を指導。

6月24日	法人より改善状況報告書が提出されたが、虐待行為等に関する部分について、改善事項の記載が不十分であるため、再提出を指導。虐待行為等を否認。
7月1日	法人より改善状況報告書が提出されたが、虐待行為等に関する部分について、改善事項の記載が不十分であった。
7月2日～7月21日	関係者等への調査を実施。
7月22日	本施設に対して、法第39条第1項に基づく改善勧告を通知。 ①児童に対する虐待の防止等のために直ちに必要かつ適切な措置を講ずること ②児童の人権に十分に配慮し人格を尊重した保育を行うこと
8月5日	法人より改善状況報告書が提出され、9月3日に法人主催による保護者向け説明会を実施する旨の記載があった。
8月25日	理事長兼施設長に改善状況報告書の内容を確認するが、虐待行為等を否認。
9月3日	法人主催による本施設の保護者向けの説明会が開催。
9月7日	法人より改善状況報告書及び保護者説明会の音声データの提出がされたが、改善報告書における改善事項の記載が不十分であった。また、保護者説明会では、虐待行為等を否認し、再発防止策の説明を行っていないことを確認した。
9月8日～9月27日	関係者等への調査を実施。
9月28日	本施設に対して、法第38条に基づく監査として、立入調査及び職員個別ヒアリング（10月5日～6日）を実施する旨を通知。
10月5日	本施設に対して監査を実施し、以下の事実を確認した。 【確認した事実】 ①理事長兼施設長は、市職員に対し長時間の説明を要求し、市が求める時間帯の立入調査を遅延させた。 ②理事長兼施設長はヒアリングの中止を求める申出書を市に提出した。 ③ヒアリング会場には、職員の中で職員Bのみが訪れたがヒアリングを受け入れなかった。その他に来場した職員はいなかった。
11月10日	本施設に対して、法第38条に基づく監査を事前通知なしで実施。しかし、職員Bにより立ち入りを拒まれた。
11月17日	本施設に対して、法第38条に基づく監査として、立入調査及び職員ヒアリングのため職員の住所がわかる書類の提出を命じる旨を通知。
11月24日	本施設に対して立入調査を実施。理事長兼施設長から、職員ヒアリングのため職員の住所がわかる書類の提出はなかった。
10月6日～12月8日	関係者等への調査を実施。調査の結果、主に以下の事実を確認した。 【確認した事実】 ①理事長兼施設長は、ヒアリングの日時場所を職員に伝えていなかった。 ②上述の申出書にはヒアリング中止に賛同する約20名の職員の署名押印があるが、複数の職員の署名押印はその意思に反してなされたものだった。 ③その他、次の「5 改善の状況」に記載の事実を確認。

4 改善勧告の内容

(1) 認定した事実

- ・言うことを聞かないとして園児の全身を締め付ける行為、園児を叩く等の暴力行為。
- ・園児を怒鳴りつける等の威圧的な言動、園児の心を傷つける発言等。
- ・女児を膝上に乗せて抱きしめる行為等、女児に対する過剰・不当な身体接触行為。
- ・園児を懲罰と称して部屋に置き去りにし保育を行わない等、園児を放置する行為。
- ・施設長兼理事長は、職員の児童に対する有害行為を知らず、当該職員に対する指導・教育、処分等の措置を適切に講じておらず、また、児童虐待の防止等のために必要な体制の整備も行っていない。

(2) 改善勧告の内容

- ①児童に対する虐待の防止等のために直ちに必要かつ適切な措置を講ずること。
 - ②児童の人権に十分に配慮し人格を尊重した保育を行うこと。
- ※詳細は別紙「改善勧告」のとおり。(※市ホームページよりご確認ください。

<https://www.city.hino.lg.jp/press/1022253/1022942.html>).

5 改善の状況

(1) 改善勧告①：児童に対する虐待の防止等のために直ちに必要かつ適切な措置を講ずること。

《改善の状況》

- ①令和4年7月22日付けの改善勧告以降も、職員Aによる以下の虐待行為等が認められた。
 - ・大声で怒鳴りながら児童の身体を強く締め付けて押さえこみ、こめかみ辺りを拳でグリグリする行為、自分の顎を児童の頬に押し付けて痛めつける行為等の暴力行為。
 - ・大きな声で「いい加減にしろ」等と怒鳴る行為、児童の耳元で小さい声で「いい加減にしろ」等と脅す行為、長時間説教する行為等の威圧的な言動及び園児の心を傷つける行為。
 - ・懲罰と称して、外遊び等に1人だけ連れていかず、他の保育士に保育を頼まずに保育室に放置する行為。
- ②本施設は、職員Aに対して指導教育を徹底し、改善が図られるまでの間担任や保育現場から外す等の個別的な再発防止策を講じなかった。
- ③本施設は、8月1日付けで虐待防止マニュアルを策定しているが、職員に周知した事実は確認できなかった。7月の職員研修では、改善勧告等の写しが配布されたことは認められたが、虐待行為等を否認する発言があり、再発防止策等の説明は一切なかったことが確認できた。その他組織的な再発防止策が講じられたとは認めることはできなかった。
- ④本施設は、保護者に対して勧告の事実・内容の報告は行ったものの、虐待行為等の事実を認めておらず、再発防止策の報告を行っていないため、理事長兼施設長は職員・施設を管理運営する立場にある者としての説明責任を果たしたとは認めることはできなかった。

以上から、本施設においては、児童に対する虐待の防止等のために必要かつ適切な措置を講じたとは認められない。

(2) 改善勧告②：児童の人権に十分に配慮し人格を尊重した保育を行うこと。

《改善の状況》

- ①本施設では、上記のとおり、改善勧告以降も職員Aによる児童への虐待行為等が行われており、児童の人権・人格を害する保育が行われていると認められる。
- ②理事長兼施設長は、職員Aによる園児に対する虐待行為等が改善勧告以降も行われていることを知りながら放置しており、個別的にも組織的にも再発防止策を講じておらず、児童の人権・人格を尊重した保育を実施できる体制は確認できなかった。
- ③改善報告書によると、本施設では第三者に子育てアドバイザーを委嘱し、保護者との懇談・調整等を行う旨の報告があったが、改善報告以降、適切に実施された事実は確認できなかった。

以上から、本施設においては、児童の人権に十分に配慮し人格を尊重した保育を行ったとは認められない。

6 関係機関への相談・報告

日野警察署（虐待行為等及び監査の拒否・妨害に関する報告・相談等）
東京都福祉保健局指導監査部（指導監査等の実施に関する報告・相談等）
内閣府（子ども・子育て支援法や行政手続法についての報告・相談等）

7 今後の対応

上記のとおり、指定した期日までに改善勧告に従っていない事実を確認したため、行政手続法第13条に基づく弁明の機会を付与した後、法第39条第4項に基づく改善命令を行う予定。